

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 R P S 法小委員会 (第12回)  
議事録

日時：平成23年2月9日（水曜日）10：00～12：00

場所：経済産業省別館11階1120共用会議室

**議題**

1. 次期利用目標量等について

**議事内容**

1. 次期利用目標量等について

○柏木委員長

定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会第12回R P S 法小委員会を開催させていただきたいと思います。ご多用中のところ、朝早くからありがとうございます。

昨年11月15日に買取制度小委員会と合同で開催いたしました前回の委員会におきまして、買取制度の導入に当たってのR P S 制度の今後の扱いに関しまして、ご審議をいただいたところでございます。本日は、平成23年度から平成30年度までの8年間のR P S 法における利用目標量につきまして、皆様にご審議をいただこうと思っております。R P S 法では4年ごとに当該年度以降の8年間の利用目標量を定める必要がありまして、今年度がちょうど利用目標量を設定する必要があります。

前回の委員会でも触れておりますけれども、現在、平成24年度以降に買取制度を導入することを経済産業省は検討しております。買取制度の導入に関しましてR P S 制度を廃止とした場合、平成24年度以降、電気事業者に対し、どの程度の再生可能エネルギー電気の利用目標を設定するかを政策的に判断することは適切ではないということで、平成23年度までの利用目標量を実質的に定めることとしてはどうかという事務局からの提案がなされておりました。本日はその内容を踏まえまして、ご審議をいただければと考えております。すなわち、実質的な目標量の設定は、23年度の1年間のみを考えるという提案をされておられますので、その点を勘案いたしまして、本日のご審議をいただきたいと思います。

まず、本日の資料につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○渡邊新エネルギー対策課長

本日の資料でございますが、お手元の座席表と議事次第、配付資料が1から4、参考資料1、2がございます。

以上でございます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。1から4、参考資料1、2までよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。まず、資料3に基づいて、RPS法における次期目標量等について事務局からご説明をいただきます。よろしくをお願いいたします。

○渡邊新エネルギー対策課長

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料2をご覧くださいませでしょうか。これまでの議論の流れを簡単に総括させていただきます。一昨年の2009年11月に、政務三役が主導する形で再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチームがスタートいたしました。資料2の黄色い枠で囲んだ部分について、2009年11月から昨年の7月まで検討してまいりました。7月末に、いわゆる大枠と呼んでおりますが、全量買取制度に関する基本的な考え方を取りまとめました。

その後、9月から買取制度小委員会におきまして、この制度の詳細を議論してまいりまして、12月に報告書案を提示し、パブリックコメントを行いました。1月18日に小委員会としての取りまとめを行いまして、この後、新エネルギー部に報告を行うという段取りになっております。また、並行して電気事業に関する部分や、電気事業に関連する非常に技術的な事項につきまして、ワーキンググループを設置して、議論をさせていただいてきたという経緯でございます。

本日の説明の資料は資料3になりますが、少しその前に、今の買取小委員会の報告書につきまして、簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

参考資料1をご覧くださいませでしょうか。1ページの上に、今、資料2でご説明いたしました経緯が書いてございます。

まず、今回の制度のイメージは、2ページの上に図がございますが、今回、買取対象は太陽光以外の再生可能エネルギーにも広がります。ここには風力発電や、水力発電の図が載っておりますが、基本的には実用化されている再生可能エネルギー全体にその対象が広

がります。この電気を電気事業者が一定の期間、一定の価格で買い取って、その費用を全ての需要家から付加金という形で回収をしていくという制度でございます。この写真にありますような設備につきまして、適切な再生可能エネルギーによる発電設備であるかということ、国ないし適切な者が確認していくことが必要であるということが2ページのあたりに書いてございます。

3ページでございますが、真ん中あたりからバイオマスについての記述がございます。再生可能エネルギーの中でもバイオマスはほかのエネルギーと若干違う部分があります。太陽光とか風力は基本的に自然のエネルギーを使っていますので、燃料を調達するという行為は基本的にありません。バイオマスにつきましては燃料の調達という行為がありますので、バイオマスがもともと別なものに使われている場合に、今回のこの制度によって既存の産業に何か影響があつてはいけないのではないかといたことがございまして、いくつかの配慮事項が必要になるということが3ページあたりの記述でございます。

4ページから太陽光についての記述ですが、5ページの真ん中に太陽光についての制度変更のイメージを図にまとめてございます。現行の制度は5ページの左側にありますが、住宅用の10kW未満が48円での買い取りになっており、それ以外は非住宅の500kW未満だけが買取対象、発電専業や500kW以上は買取対象外となっております。これを今回、全量買取制度で広く広げていこうということで、右のような形になります。ただ、住宅用につきましては基本的には余剰電力買取を維持していくということで、それ以外のところについては全量買取に移行するというところでございます。買取価格は徐々に低減させていくということでございます。

5ページからは買取価格と期間に関する事項ということでございまして、6ページの真ん中にグラフがございます。まず、太陽光発電以外の風力発電等につきましては、買取価格は15円から20円の間、買取期間は15年から20年の間ということが大枠で提示されております。横軸が導入量でございまして、縦軸の費用というのは年間当たりの費用で、制度開始10年後の買取費用を1年当たりの費用で試算したものでございます。

15円だと仮に20年買ったとしても導入量がいま一つ伸びていかない。20円を設定すると導入量はある程度伸びますが、今度は15年と20年だとそんなに負担は変わらないことになります。これを見る限り、導入量を稼ごうとすると、20円というのは一つの水準のような感じもしますし、その場合であっても15年よりは20年のほうが導入量は多いことになります。これは単年度の負担ですので、実際には20年か15年かによって

負担がどれだけ長く続くかというのは変わってきますので、それを考えると15年間のほうが負担する期間は短くなる。そういったことがおわかりいただけると思います。

6ページの下からは太陽光発電でございまして、先ほど総括でご説明してしまいましたので省略いたします。太陽光は既に余剰電力買取が先行してスタートしておりますが、スタートした後、順調に太陽光発電の導入量が増えているということをグラフで7ページ目にお示ししてございます。

7ページの下になりますが、今回、住宅用の太陽光以外の工場や事業所、発電事業用の太陽光発電まで買取対象が大きく広がるということでございます。こちらについては買取期間を他の風力発電等と同じように15年から20年の間で検討していくことが適当ではないかということがまとめられてございます。

8ページですが、ここは前回、11月の時にもご審議いただいた部分でございます。RPS制度につきましては今回、全量買取制度の導入により廃止ということでございます。

8ページの(2)でございます。これは本日の審議事項でございますが、次期利用目標量につきましては、24年度から全量買取制度がスタートするという前提で、次期RPS目標量は23年度まで実質的に定めていけばいいのではないかとございまして。

9ページは新設・既設の扱いということになります。当然、買取制度ができた後の新しい設備につきましては、買取制度の下での買い取りが始まるということでございまして、全量買取制度がスタートする前の古い既設の設備につきましても何らかの経過措置、既設の設備の運転が停止しないような措置が必要だろうということで、激変緩和措置がこちらに提示されているところでございます。

申し遅れましたが、この報告書全体を通して言えることではありますが、今、既にこの法案の作成作業が始まっておりまして、この報告書にできる限り沿う形で条文をつくっていくという作業を行っております。場合によっては法制的あるいは法技術的といいますか、何らかの理由で若干変更していく場合もあろうかと思いますが、基本的にはこの報告書に書かれている趣旨をできる限り汲んで、法案作成作業をしていくという考え方でございます。

11ページの出力増強ですが、いわゆるリパワメントと言われるものでございます。例えば、水力発電等は設備を更新して出力を増加させるということがございまして、その増加分については費用をかけて増加させているということでございまして、新設扱いではないかということでございます。

11ページからは電気事業に関する実務的な論点でございます。30行目に買取主体の考え方について記載がございます。今回の買取主体は一般電気事業者及び特定電気事業者、PPSということになりました。

12ページの下になりますが、自家発や電力会社の自社設備は、買取対象ではないということでございます。

13ページになりますが、買取費用の負担に関する電気料金制度上の扱いということで、基本的には電力会社がかかった費用をサーチャージという形で電気料金と一緒に全ての需要家から回収するという考え方でございます。

13ページの下になりますが、買取費用を算定する際には回避可能原価を控除するということでございます。

14ページの(4)になりますが、回収のタイミングでございます。電力会社が買い取りに要した費用をサーチャージとして回収いたしますが、買取と同時に回収するか、1年後から回収するかという考え方がございます。現行の太陽光の余剰電力買取では電力会社の費用回収は1年遅れで回収しておりますが、今回、全量買取になった場合には、同時回収が基本ではないか、また、それらを組み合わせる工夫も考えられるのではないかという記述でございます。

14ページの下になりますが、このサーチャージにつきましては、地域間で若干の差がございます。今回の全量買取制度につきましては地域間調整を行い、地域間で差がつかないようにしようという考え方でございます。

15ページは買取契約の在り方でございます。少し細かい話になりますが、買取価格よりも少し高い価格で自主的に買い取るという一般電気事業者もいらっしゃるかもしれません。その場合には、高く買った分については需要家にはサーチャージとして転嫁しないということでございます。また、買取期間の分割や、複数の電気事業者に分けて売電するというのも、ある一定の規律の下でやってもいいのではないかということでございます。

16ページの(9)でございますが、系統安定化対策についてでございます。系統安定化の費用も相当にかかることになっているわけでありますので、これをできる限り圧縮していくということで、例えば太陽光発電につきましては出力抑制を検討する等、そういった工夫が必要だろうということです。あるいは優先接続、優先給電ということになっているかと思っておりますので、その際に生じる苦情や紛争処理の在り方についても引き続き検討していくことでございます。

17ページは環境価値でございます。今回、サーチャージを全国一律にして、統一的な考え方でいくということでございますので、この制度全体でできる限り統一的な扱いとすることが望ましいということです。全ての電気事業者の排出係数を何らかの形で調整して、結果的には全ての需要家が均等に環境価値を分配・調整されるやり方がよろしいのではないかと考えております。

17ページの下になりますが、円滑な制度移行についてです。今、太陽光の余剰買取がスタートしており、今年4月からはいよいよサーチャージも始まります。論理的にはもう既に始まっておりますけれども、実際に課金が実質的に始まるのは今年4月でございます。また、同時にこの全量買取制度が検討されておりますので、このあたりをわかりやすく国民に広報していく必要があるかということでもあります。

18ページの真ん中は制度導入後の検証でございます。太陽光につきましては毎年1月に買取価格の審議を行ってききましたが、今後も現行と同じような形でチェック・アンド・レビューを繰り返していくこと、加えて、制度開始後3年から5年後を目処に機動的に見直していくということが書かれております。

あと、その他の留意事項としては、当然、本制度は再生可能エネルギーの導入が目的でございますが、できる限り費用対効果、国民負担への影響も考えながらやっていくということで、特に電力多消費型産業からは何らかの配慮を求める声が非常に多いということで、この点についてもどういう工夫ができるのかについて検討していくということでございます。ただ、電気料金制度ということでございますので、特定の業種だけをこの電気料金制度の中で減免していくのは難しいという意見も多数ございました。

最後に「おわりに」ということで、先ほど少しご説明を申し上げましたが、今後、法制面の検討を行っていく中で、この報告書の内容と少し異なる代替案を提示しなければならない場合があるかと思いますが、できる限りこの趣旨に沿った形で進めていきたいということでございます。

参考資料2は、昨年12月28日に地球温暖化問題に関する閣僚委員会がでございます。関係閣僚による会議でございますが、この中でも再生可能エネルギーの全量買取制度につきまして取り上げられておまして、2枚目の真ん中のあたりでございますが、この全量買取制度につきましては法案を次期通常国会に提出するというのを基本的な考え方でございます。

また、配慮事項につきましては、全体の負担を軽減・限定するような制度の工夫といっ

たこと、それから導入時期が24年度目途ということが書かれておりますことと、制度導入後も柔軟に見直しを行っていくということが基本方針として決定しているところでございます。

続きまして、資料3でございます。

1ページ目でございますが、これまでのRPS法の履行状況でございます。このオレンジの線が利用目標量でございます。このRPS法小委員会でご審議をいただいている目標量でございます。次に、義務量を示す黒い線ですが、オレンジの利用目標量とは若干の乖離があります。この乖離は、住宅太陽光等は買取制度に既に転換しておりますので、RPS法上は電力会社の義務からは外れておまして、利用目標量から住宅太陽光等を抜いたものが黒い線、つまり各電気事業者の義務量を積み上げたものでございます。紫色の棒グラフは達成量でございます。これまでは義務量を超えておりましたが、21年度は未達の状況になっており、バンキングを行使して達成しているという状況でございます。

2ページをお願いします。このRPS法では、4年に1回、8年間の利用目標量を決めるというのが法律で決まっております。今年度は当たり年でありまして、今年度中に23年度から30年度までの利用目標量を決める必要がございます。現在の利用目標量は2ページの真ん中に書いております。26年度まで決まっておりますが、今回、本来であれば30年度までこれを決めなければいけないということでもあります。

3ページをお願いします。しかしながら、今ご説明いたしましたように、買取制度につきましては平成24年度を目途に導入が想定されております。その場合には24年度以降の利用目標を設定するのは適切ではないということでありまして、今回、平成23年度までの利用目標を実質的に定めさせていただくということでございます。

そこでご提案させていただくのが本日の審議事項です。3ページの下に表がございますが、23年度までの目標量でございます。24年度以降はゼロということで、これを次期利用目標量ということとしてはどうかと考えております。もちろん、今後、大きな環境変化、状況の変化があった場合には、ご相談をさせていただくことがあるかもしれません。ただ、本日の時点では、この全量買取制度を24年度にスタートするという前提で、こういった形での案を提示させていただきたいと思っております。

4ページ以降は参考資料でございますので、説明は割愛いたします。最近の導入状況を表やグラフで提示させていただいております。

以上でございます。ありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。

今、渡邊課長からご説明がありましたように、今検討しております、原則、全種全量固定価格買取制度を踏まえまして、現在施行されておりますRPS法に関しましては、23年度から30年度までの8年間の目標量を決めなければいけない。それを今まで決めてありました23年度から26年度まで、これの23年度を128.2億kWhにして、あとを原則ゼロとするという、この8年間の目標量をご提示いただいたということでございますので、それに対してご質問、あるいはご意見を賜ればと思います。いつものようにプレートを立てていただきまして、順次ご指名をさせていただきたいと思っております。忌憚のないご意見をいただければと。よろしく願いいたします。

青木委員、どうぞ。

○青木委員

電気事業連合会の青木でございます。最初にご指名いただきありがとうございます。まず、今回、取りまとめられた21年度の義務履行状況について一言申し上げます。

1ページのグラフでございますが、ご覧のとおり、21年度に初めて私ども電気事業者として新エネルギー等電気の供給量が義務量未達となったわけでございますが、これは年々引き上げられてきた義務量に対して、電力会社としてもいろいろ努力をしたにもかかわらず及ばなかったということでございます。決してバンキングがたまっていたからサボったというわけではないことを、ぜひご理解いただきたいと思います。22年度も義務量はさらにこれまでにない大きな幅で引き上げられるので、達成できるかどうか極めて厳しい状況であるということも、併せてご理解いただきたいと思います。

要するに、RPSの義務量を実力以上に高く設定しても、それを実現するのは容易ではないということございまして、ましてさらに高い目標を無理やり政策的に実現させようというのであれば、現在議論されていますように、買取負担に対する国民合意が大前提であります。買取制度によって再生エネの普及を促すしかなく、その場合は、RPSを廃止すべきと考えています。

こうした点を踏まえて、今回、事務局から提案されておりますRPSの次期目標量について、2点ほど申し上げたいと思っております。

1点目は23年度の目標量、私どもにとっては義務量についてでございます。前回決めた数字をそのまま据え置いて、目標では128.2億kWh、私どもの義務量としては11

0.3億kWhとするという提案でございますが、24年度からの買取制度の導入が前提になっていること、さらには既にこの数字を目指して各電力とも取り組みが進んでいることを考えると、特段の異論はないと考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、21年度に比べて大きく数字が増えるということ、さらに全量買取の直前でどれだけ売り手が見つかるか分からないということもあり、これは厳しい数字だと思っております。

2点目でございますが、24年度以降の義務量、これを0.0とすることについてでございます。これも全量買取制度の導入を見据えた設定ということで、私どもとしては妥当なものと考えております。

なお、RPSの既存設備については何らかの経過措置等を別に検討中ということですが、私どもとしては、エネルギー供給構造高度化法で義務づけられた非化石電源比率の目標を達成するための貴重な供給源として、引き続きRPSの既存設備も活用してまいりたいと思っております。

さらに申しますが、この非化石電源目標の中で、再生可能エネルギーというのは原子力に比べれば小さいのではないかと、電力会社は本気でないのではないかとのご懸念もあるようでございますが、決してそうではなく、電源比率の向上のために、あらゆる努力を積み重ねていきたいと思っております。各電力とも、原子力についてはプラント一台一台、その機器一台一台、毎日の努力の積み重ねで頑張っていき、さらに、再生エネルギーについては、自分のところの小水力、メガソーラー、さらには購入分と、これを足し合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解、ご支援をお願いしたいと思っております。

以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。今、電気事業連合会の青木委員から、一番最新の数字が目標値を下回ってバンキングを活用したのは故意に下げたわけではないというお話があって、ちょっとほっといたしました。

この検討の中で、私もバンキングの取り扱い等に関しては、積極的にやってくださったんだから、もっと何かうまく評価する方法はないのかという意見も以前申し上げましたけ

れども、これに関してはまだ今後の検討課題なのかもしれませんが、とりあえずバンキングを活用していただくのはもちろん制度上オーケーなんですけれども、例えば今年度急にまた下がるとか、そういうふうになると、現在運行していらっしゃる方が非常に予定が立たないみたいなどころもあると思いますので、頑張って発電していただければ大変ありがたいなと思います。

それで、数字に関してはこれまでの流れで来ている数字ですので、私もこれでよろしいのではないかと思うのですが、1つだけ、24年度が次の法への移行ということで目標値が0.0になっておりますけれども、それを前提にうまく移行するように、きちんと次の制度設計とのつながりを考えていくようにぜひしていただきたいなと思っております。

なお、今、再生可能エネルギーを増やすことへの費用負担というのはかなりたくさんやっているというお話がありまして、社会にというか、私たち市民にそういうことをどんどん発信していただいて、再生可能エネルギーはもっと増やしたほうがいいんじゃないか。温暖化の高まり等でそういう社会の思いは高まっていますので、こうやって制度が変わって、動いているんだということをどんどん発信していただいて、信用を得ていくのが大事だと思います。それに関して国民の費用負担があまりばか高くなってきちゃうと、またどこかでそういう意見も強くなってくると思いますので、最初にご説明いただいた報告書の6ページにいろいろと計算が出ていて、きっとこれを計算すると、10年後には150円から200円とずっと言われてきた、あの段なのかなと思って拝見しておりますけれども、そのくらいの中でおさまりながら、社会の合意形成をしていくように発信していただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。

遠藤委員ですね。

○遠藤委員

ありがとうございます。エネットの遠藤でございます。ご提案の内容については特に意見はございませんが、1つだけお願いがございます。

今回、全量買取制度に移行する中で、RPSそのものは廃止という方向で今、検討が進んでいるということございまして、そうだとすると、このRPS制度そのものの検証・総括も必要じゃないかと思っています。弊社としては、RPS制度導入当時からトッパーという形で再生可能エネルギーの導入に貢献してきたと思っております、そういっ

た評価もしていただきたいと思っていますし、それから先ほどのバンキングの件も含めていろいろ課題もあったと思いますので、そういったことも含めて、この再生可能エネルギーの導入促進に対してどういう効果があったのか、それから国民負担という面で見ると時にどういう影響があったのか、そういったこともいろいろと検証していただいて、しかるべきところで総括という形でまとめていただきたいというお願いでございます。

以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。確かに評価、総括をきちっとやる必要があると。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、竹股委員。

○竹股委員

ありがとうございます。J-POWERの竹股でございます。

本日、渡邊課長からご説明がありましたとおり、平成24年度に全量買取制度が導入されるという前提であれば、平成23年度の目標量は従来どおりとし、平成24年度以降はゼロにするという考え方で進めていただければよいと思います。

また、細かいお願いですが、前回申し上げたとおり、買取制度小委員会の報告書ではRPS制度導入以前に運転を開始した設備については激変緩和措置の対象としないことになっております。この考え方は、報告書にあるとおり、RPS制度が廃止されても当初の投資回収への影響は生じないという考え方がベースになっております。是非ともこの考え方が踏襲されるような形で、民衆の協議が円滑に進むようにガイドライン等を示していただければ、その考え方に基づいた現行の契約の維持等がなされるのではないかと考えております。

○柏木委員長

ありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

RPS法そのものというか、これの24年度移行を実現していくためには、買取制度がしっかり機能することがとても大事だと思うので、そちらのほうが進んでいるかというのちょっと質問させていただきたいと思うんですが、グリーン電力証書と買取制度は今後どうなるのかというのと、あと買い取りをする時に国認定の測定器でないとなめなのか。個人のところで、ただ、買い取ってくれるから、そのお金が出てくるかもしれな

いんですが、測定器は規定のものをつけないとだめなのか。我々の知っている人たちはつけなくてもいいとか、いや、やっぱりつけなきゃいけないんだとか、かなりその議論を地域ではしていますので、その辺がどうなっているかというのと、あと補助金が出ているのは対象にならないとか、そういう声も聞こえるんですが、わかる範囲でお答えいただければと思います。

それとあと、今、崎田委員もおっしゃいましたけれども、18ページの買取制度小委員会の報告に、地域で22年は11月より全国9カ所において新制度に関するシンポジウム等をやっていると書いてあるんですが、私も結構、神奈川にはいろいろなアンテナを張っているんですけども、まだそういうお声がかかったことがないので、渡邊課長が神奈川大学でお話ししてくれたとかあると思うんですけども、もうちょっと自治体と連携して関係者も集めた説明会とか、そういうのをぜひしていただきたいなと。国民負担というのがかなり絡んでくるので、ぜひお願いしたいと思います。

あともう一つ、私たちは家庭なので、家庭のことばかりを考えていますけれども、これを平等に負担するということになる、主に電気を使っているところの負担が相当重くなるのではないかなと思うんです。その時に、それによって企業さんが経済的に非常に低迷していくことも。私はこれから子供たちに経済の活性化も残していきたいと思っているので、そこら辺の補てんというんですか、平等であるのであれば別なところでちゃんと補助していくとか、多分、そういう制度も併せて考えてくれているとは思いますが、これからあまり大きくない、東電さんとか、電気事業者さん以外のところに過剰な負担になって倒産等にならないように、その配慮をどこかで制度設計をしっかりといただきたいなと。

以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。いくつか質問がありましたが、後で。

工藤委員、どうぞ。

○工藤委員

ありがとうございます。基本的に再生可能エネルギー導入促進を図るという方向性を維持しつつ制度変更ということで、その考え方にのっとった今回の目標量設定ですので、そこについては特に異議はございません。

ただ、先ほど遠藤委員もご指摘になられていたことですが、制度変更というのは

ある意味でこういう政策の意味では非常に大きなことですし、次の制度の合理性ということを考える時にも、このRPS制度のこれまでの効果なりの検証は非常に重要なことかなとも思いますので、そういう場なり、それを一般的にうまく説明するということが次の制度移行を円滑に進めることにも寄与するかなと思いますので、その点については私もぜひやっていただければと思います。

それから1点だけ。一般的な問題意識で見ますと、制度移行の前提が買取制度の導入ということになって、前提はまだ確定してないところがあるものですから、あとこのRPS制度の基本的な義務量の見直しみたいなのが4年に一度という形になっていて、テクニカルに、先ほど何か起こった場合には適宜調整しますというご説明はあったんですけども、仮に買取制度等が若干、例えば1年なり半年でもいいんですけども、施行が遅れた場合、技術的にこの辺の法施行はどうなるのかなという非常にシンプルな疑問があるんですが、その辺、もしお答えがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。それも後で。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、いくつか質問がありました。まず、激変緩和措置に関してこの対応をどうするかということと、それからグリーン電力証書、買い取り、こういうものに対して測定をどうするとか、具体的にこの対応はどうなるのかと。

それから、負担の公平性に関しては、こういう買取制度ができた時に、法律の中と外でいろいろとポリシーミックスでやっていくということになるだろうと推察はしますが、今後の検討課題として非常に重要視されるだろうと思っています。

あと、万が一、法律の施行が遅れた場合の対応はどのようなことが考えられるか。

これは渡邊課長からよろしいですか。

○渡邊新エネルギー対策課長

まだ多くの部分が検討中でございます。経過措置につきましてはまさに検討中のところではありますが、前回の買取制度小委員会でも、RPS法が施行される前の古い設備についても何らかの配慮ができないかというご意見もありましたし、バンキングについてもいろいろご意見をいただいておりますので、総合的に考えながら、引き続き検討してまいります。

グリーン電力証書と買取制度の関係のご質問がございましたが、住宅用の太陽光につきましては引き続き余剰電力買取制度が維持されますので、自家消費部分が残ります。自家消費部分について、グリーン電力証書は残ることになるかと思えます。また、買取制度は買取期間が決まっておりますので、買取期間を終了したものにはグリーン電力証書は適用可能ということもありますし、また工場等では買取制度が始まっても買い取りではなく、むしろ自分で消費して、自分の環境価値に使いたいという方もおそらくいらっしゃると思えますし、そういった形でグリーン電力証書は存続していくと思われまます。

計量器につきましては、計量法の規定等もあり、一般の方が導入するのには少し割高なものがあるということがございます。いろいろ技術開発等で計量器の値段を下げるような取り組みも検討しているところではありますけれども、現状では一般の方には少し高いという印象なのかなと思っております。

補助金を受けている設備が買取制度の対象になるかどうかでございますが、基本的には事業者向けの新エネルギー発電設備の導入補助金は23年度以降は新規の採択を行わないという方針になっておりますので、この新しい買取制度が24年度からスタートする時には、基本的には補助金をもらっていないものが新設として立ち上がっていくということだろうと思えます。ただし、住宅用の補助金につきましては当面残ることになっており、住宅用の補助金をもらって太陽電池を設置された方は買取対象となります。これは今までの制度どおりであります。

シンポジウムが神奈川で開催されてないというご指摘につきましては、いろいろな地域で開催しておりますが、どうしても関東で開催すると東京となることが多くなってしまうので、今後の検討課題としてテイクノートさせていただきたいと思えます。

法案の提出時期といいますか、スケジュール、これは工藤委員からのご質問への回答でもあろうかと思えますけれども、順調にいけば3月に提出することになるかと思えます。審議につきましても、順調にいけば4月以降7月あたりまでの間に通常であれば行われますので、大きな状況変化があれば、その時点で何らかの判断をさせていただくことになるかと思えます。いろいろなものが後手に回らないようによく注視して、また必要があれば皆様にご相談させていただければと考えております。

以上です。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。今、いろいろとご意見をいただきました。例えば今、

検討されております買取制度は、今後、国会審議ということになるのだろうと推測しておりますが、R P S法からスムーズに移行できるような特段の配慮が必要であると。また、国民負担を伴いますから、今、渡邊課長もお答えになっておられましたけれども、広報をよりしっかりと行っていくと。

あと、R P S法を仮に廃止して、固定価格買取に移行となった場合には、その段階でR P S法の評価・総括をしっかりと行った上で今後の展開を考えることが重要であると。

ご質問いただいたものに関しては、今、渡邊課長からお答えいただいたということでございます。

本日は、このR P S法における次期利用目標量を定めることが目標でございまして、利用目標量に関しては、事務局案に示されたように23年度は以前に決めておりました量、正確にはここに書いてございます128.2億kWhで、既に設定しております太陽光に係る目標量を除きますと110.3億kWhとなります。128.2億kWhを23年度の利用目標と決めさせていただいて、その後の24年度から30年度までの7年間については、現状はゼロという数値目標を設定するということに関しては、ご異論がなかったと理解しております。したがって、この利用目標量でこれからパブリックコメントを実施したいと思っております。

パブリックコメントに係る資料案、あるいは時期、取りまとめの方向性等につきましては、恐縮でございますけれども、委員長にご一任をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柏木委員長

ありがとうございました。

それでは、今日の審議事項は以上でございます。最後に事務局から今後のスケジュール等につきましてご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○渡邊新エネルギー対策課長

本日はご多忙のところ、ご審議いただきましてありがとうございました。次期目標量につきましては、事務局案のとおりご了承いただきました。柏木委員長からもコメントがございましたが、来週中にもパブリックコメントをかけまして、今年度中に大臣告示を行う

予定です。本日はどうもありがとうございました。

○柏木委員長

それでは少し早いですが、第12回RPS法小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

了

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課

新エネルギー等電気利用推進室

Tel 03-3580-3023 Fax 03-3501-1365